

令和 5 年 6 月

江南市議会厚生文教委員会会議録

6 月 23 日

江 南 市 議 会 厚 生 文 教 委 員 会 会 議 録

令和5年6月23日〔金曜日〕午前9時30分開議

本日の会議に付した案件

議案第43号 江南市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第44号 江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

議案第45号 江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関
する基準を定める条例の一部改正について

議案第49号 令和5年度江南市一般会計補正予算（第2号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

健康福祉部

教育部

こども未来部

の所管に属する歳入歳出

第2条 継続費の補正のうち

第3期子ども・子育て支援事業計画策定事業

議案第50号 令和5年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

年度調査事項等について

行政視察調査日程について

今年度の当委員会の研修会について

出席委員（7名）

委員長 中野裕二君 副委員長 三輪陽子君

委員 野下達哉君 委員 稲山明敏君

委員 藤岡和俊君 委員 津田貴史君

委員 土井紫君

欠席委員（0名）

委員外議員（9名）

議長 宮地友治君 副議長 石原資泰君

議員 堀元君 議員 大藪豊数君

議員 片山裕之君
議員 岡地清仁君
議員 牧野行洋君

議員 長尾光春君
議員 須賀博昭君

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局次長 石黒稔通君
副主幹 前田昌彦君
主任 伊藤典子君

説明のため出席した者の職、氏名

市長 澤田和延君
教育長 村良弘君

健康福祉部長 貝瀬隆志君
教育部長 松本朋彦君

こども未来部長兼こども未来部保育課長
坪内俊宣君

高齢者生きがい課長 平野優子君
高齢者生きがい課主幹 影山壮司君
高齢者生きがい課副主幹 土谷武史君

福祉課長 石田哲也君
福祉課主幹 古川雄一君

健康づくり課長兼保健センター所長 中山英樹君
健康づくり課主幹 脇田亜由美君
健康づくり課副主幹 加藤あかね君

保険年金課長 三輪崇志君
保険年金課主幹 鈴木勉君

保険年金課副主幹 三 浦 理 恵 君

教育課長 茶 原 健 二 君

教育課主幹 源 内 隆 哲 君

教育課副主幹 岩 田 麻 里 君

学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長

仙 田 隆 志 君

学校給食課副主幹 宇佐見 裕 二 君

生涯学習課長兼少年センター所長 藤 田 明 恵 君

生涯学習課副主幹 安 藤 裕 美 君

スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長

中 村 雄 一 君

スポーツ推進課主幹 稲 波 克 純 君

こども政策課長 河 田 正 広 君

こども政策課主幹 栗 本 真由美 君

こども政策課副主幹 大 脇 宏 祐 君

こども政策課副主幹 横 川 幸 哉 君

こども政策課副主幹 丹 羽 克 仁 君

保育課指導保育士 真 野 佳 子 君

保育課主幹 間 宮 徹 君

保育課副主幹 中 山 享 哉 君

○委員長 おはようございます。

定刻より少し早いですけれども、全員おそろいですので、ただいまから厚生文教委員会を開会いたします。

初めに委員長のほうから。

厚生文教委員会、今年 1 年間委員長を拝命しました中野裕二でございます。どうぞ 1 年間よろしく願いいたします。

今委員会は 5 議案と委員協議会が 7 つありますので、まだ委員会は今日と月曜日 2 日間予定がありますので、時間はたっぷりありますので、慎重な審議と闊達な御意見をいただき、江南市の市政進展に努めていただければと思いますので、ぜひとも皆様進行の御協力をいただきますよう、よろしく願いいたします。

それでは、市長さんのほうから御挨拶よろしく願いいたします。

○市長 皆さん、おはようございます。

去る 6 月 8 日に 6 月定例会が開会されて以来、連日終始慎重に御審議を賜り誠にありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではありますが、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

市長は公務がございますので、退席されます。

本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第 43 号 江南市国民健康保険税条例の一部改正についてをはじめ 5 議案の審査を行います。委員会の案件が終わりましたら、委員協議会を開催いたします。

暫時休憩いたします。

午前 9 時 30 分 休 憩

午前 9 時 33 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序については、付託順により行います。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されています。質疑・答弁とも簡潔明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言して下さりますよう、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

また、委員外議員の発言については、会議規則第117条第2項において、委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決めると規定されています。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、そのほかは退席していただいても結構でございます。

議案第43号 江南市国民健康保険税条例の一部改正について

○委員長 最初に、議案第43号 江南市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○保険年金課長 議案第43号について御説明申し上げますので、議案書の66ページをお願いいたします。

令和5年議案第43号 江南市国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

67ページには江南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）を、68ページから78ページには条例（案）の新旧対照表を、79ページには江南市国民健康保険運営協議会からの答申書の写しを掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○三輪委員 議案質疑でも出ていたんですけれども、本当にもう年々この限度額が上昇ということで、100万円以上という大変な上昇となっておりますけれども、これは国というか県のほうが限度額を決めてきたのに合わせてということなんです、以前にはこの限度額いっぱいではなかったこともあったんじゃないかと思うんですけれども、今回そのまま限度額にしたという理由と、以前に限度額いっぱいではなかったことがあったかどうかちょっとお聞きします。

○保険年金課長 一部議案質疑の中で答弁させていただいた内容とかぶる部分もありますけれど、現在江南市のほうが国の法定限度額と同額としている理由といたしましては、国の法令に沿った運用を行うことが最も健全で安定的な事業運営につながると考えておりますので、国が法定限度額を引き上げた際には、市の国民健康保険も同じように引き上げていっているという状況でございます。

以前、法定限度額と市の課税限度額は、市の課税限度額のほうが低い時期もありましたけれど、平成30年度以前、市で財政運営を行っていた時期はそういった時期もございましたが、平成30年からは国民健康保険の財政運営の主体は県となりましたので、それ以降は先ほど申し上げたとおり増額としている状況でございます。

○三輪委員 県のほうに合わせるのが健全ということなんですけれども、やはり本当に今物価高騰で、高額の方はそれなりに余裕があるのかもしれないんですけれども、この変更によって影響を受ける件数と金額、これも議案質疑と重なるかもしれませんが、もう一回確認をさせてください。

○保険年金課長 重なる部分もございますけれど、令和4年度末の状況で申し上げますと、件数といたしましては182世帯、金額といたしましては325万円ということに見込んでおります。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

○三輪委員 今度は軽減のほうなんですけれども、これはありがたいことかなと思って、軽減を受けられる方が増えるということだと思っておりますけれども、69ページのほうですが、軽減なしから2割になる方、それから2割から5割になる方の件数、そして全体として、国民健康保険、本当に負担が重い

んですけれども、2割・5割・7割の方が割合でどのぐらいいるのか教えていただければと思います。

○保険年金課長　こちらも議案質疑の中にあつたものと一部重複する部分がございますけれども、軽減なしから2割になった世帯が令和4年度末の状況で推計いたしますと78世帯、2割から5割の軽減になる世帯が34世帯でございます。

あと軽減世帯の割合なんですけれども、こちらも令和4年度末の状況で推計した数字で申し上げますと、全体で1万1,454世帯中、7割・5割・2割の軽減世帯を合計しますと6,115世帯になりますので、53.38%という状況でございます。

○三輪委員　それぞれの割合というのは分かりますでしょうか。

○保険年金課長　数字はありますので、電卓をたたきますので少し……。

〔発言する者あり〕

○三輪委員　昨年度滞納されていた世帯がどのぐらいあるのか分かれば教えてください。

○保険年金課長　令和4年度の滞納の状況については、まだ今少し数字のほうは持っておりませんので、申し訳ございません。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者あり〕

○委員長　暫時休憩いたします。

午前9時41分　休　憩

午前9時42分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの三輪委員の質問に対する回答のほうを課長、お願いいたします。

○保険年金課長　大変失礼いたしました。

7割軽減の割合でございますけれども、26.42%、5割軽減の割合は14.57%、2割軽減の割合は12.40%という状況でございます。

○三輪委員　やはり大変7割・5割・2割、たくさん軽減しなければならぬ方が多いということで、本当に国民健康保険の負担が重い。

議案質疑でもあつたんですけれども、協会けんぽですとか健康保険ですと、

本当に同じようなモデルケースで6割とか、この間、協会けんぽが6割というのが議案質疑であったので、多分健康保険だともっと割合が少ないんじゃないかと思います。国民健康保険が何でこんなに負担が重いかというと、やっぱり国が出している部分が少なくて4分の1というような状況で、その辺の国のもともとのを変える必要があると思うんですけども、本当に市民の方からすると、国民健康保険の負担が重いという声が本当にたくさんございますということを申し上げておきます。

○委員長 要望でいいですか。

○三輪委員 はい。

○委員長 ほかに御質問ありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時44分 休憩

午前9時44分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第43号を挙手により採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第44号 江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第44号 江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○保育課指導保育士 それでは、議案書の80ページ、議案第44号 江南市家

庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、御説明させていただきます。

81ページをお願いいたします。

江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）でございます。

参考といたしまして、82ページに江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表を掲げております。

補足して説明することはございません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○三輪委員　すみません、確認なのですが、これはこども家庭庁というものができて、それが内閣の直轄になったということで、担当というか所轄が変わったということだと思えるんですけども、現実的に何かこの条例が変わることによって現場で変わるとかというようなことはあるのかないのかお尋ねします。

○保育課主幹　今のところ、今おっしゃられましたように、こども家庭庁設置に伴いまして何か変わったということは特にはございません。

○委員長　ほかに御質問ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時47分　休　憩

午前9時47分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第44号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

**議案第45号 江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部改正について**

○委員長 続いて、議案第45号 江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○保育課指導保育士 それでは、議案書の83ページ、議案第45号 江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明させていただきます。

84ページをお願いいたします。

江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）でございます。

参考といたしまして、86ページから101ページに江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表を掲げております。

補足して説明することはございません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○三輪委員 すみません。これは変わったのが第19条第1項第3号とかいうようなところが第19条第3号とかいうふうに、この第1項というのが全部なくなって、本当にちょっとしたことでこんなにたくさん変えなくちゃいけないので大変だと思うんですけど、この第1項というのは何なんですか、何がなくなったのか教えてください。

○こども未来部長兼こども未来部保育課長 子ども・子育て支援法の第19条が以前は2項立てになっておりまして、第1項ではなくて第2項がなくなっ

たということです。第2項のほうには、内閣総理大臣は厚生労働大臣に協議しなければならないと。同じ担当になったんで協議する必要もないんで、第2項はなくなったと。法令上の言い方として、1項のみの場合は、第1項とか、そういうことがなくなるんで、全て整理するということでございます。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時50分　休　憩

午前9時50分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第45号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第49号　令和5年度江南市一般会計補正予算（第2号）

第1条　歳入歳出予算の補正のうち

健康福祉部

教育部

こども未来部

の所管に属する歳入歳出

第2条　継続費の補正のうち

第3期子ども・子育て支援事業計画策定事業

○委員長　続いて、議案第49号　令和5年度江南市一般会計補正予算（第2号）、第1条　歳入歳出予算の補正のうち、健康福祉部、教育部、こども未来部の所管に属する歳入歳出、第2条　継続費の補正のうち、第3期子ども

も・子育て支援事業計画策定事業を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしく願いいたします。

最初に、健康福祉部健康づくり課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○健康づくり課長兼保健センター所長　それでは、議案第49号　令和5年度江南市一般会計補正予算（第2号）のうち、健康づくり課所管について説明させていただきます。

初めに歳入でございます。

議案書の122ページ、123ページの中段をお願いいたします。

15款2項3目1節保健衛生費補助金の説明欄、健康づくり課所管の母子保健衛生費国庫補助金でございます。

はねていただきまして、124ページ、125ページの中段をお願いいたします。

16款2項3目1節保健衛生費補助金の説明欄、健康づくり課所管の若年がん患者在宅療養支援事業費補助金でございます。

続きまして、歳出について説明させていただきます。

134ページ、135ページをお願いいたします。

中段、2款1項8目布袋駅東複合公共施設費で、補正予算額は189万6,000円の増額でございます。

内容につきましては、135ページの説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

布袋駅東複合公共施設維持運営事業は、189万6,000円の増額をお願いするものでございます。

大きくはねていただきまして、議案書の142ページ、143ページをお願いいたします。

最下段、4款1項1目健康づくり費で、補正予算額は2,331万1,000円の増額でございます。

内容につきましては、143ページの説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

若年がん患者在宅療養支援事業は、32万4,000円の増額をお願いするもの

で、特定財源として県補助金が財源措置されますので、歳入予算に計上しております。

はねていただきまして、144ページ、145ページの最上段をお願いいたします。

予防接種事業は、840万円の増額をお願いするものでございます。

その下の母子健康管理事業は、239万1,000円の増額をお願いするもので、特定財源として国庫補助金が財源措置されますので、歳入予算に計上しております。

その下の地域医療推進支援事業（新型コロナウイルス感染症対策）は、1,183万9,000円の増額をお願いするものでございます。

その下の保健センター維持運営事業の保健センター運営事業は、1万2,000円の増額をお願いするものでございます。

その下の次世代自動車導入事業は、34万5,000円の増額をお願いするものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○野下委員　143ページの最下段の若年がん患者在宅療養支援事業なんですけど、32万4,000円で県が半額だと思うんですけど、まず今回の補正予算、これは何人分の補正予算になっていますか。

○健康づくり課長兼保健センター所長　今回の補正予算の対象の想定人数は1人としております。その根拠でございますが、2018年の愛知のがん統計のデータを活用しております。江南市のゼロ歳から39歳のがん患者の数は19人ございました。その数に終末期を迎える方の割合が10分の1とし、終末期に在宅でサービスを受けられる方の割合が3分の1ということになりますので、それらの数値を19人に掛けますと0.63というような数字が出ましたので、想定人数を1人としたものでございます。

○野下委員　ちょっとこの件について継続で質問しますが、これは統計上の話で1人ということでございますけれども、今あったように、ゼロ歳から39歳という幅があるということですよ、まず。お一人ということなんです

けど、いろんな方にちょっとお聞きをするケースがあって、ちょっと1人じゃなくて、もっとたくさんいらっしゃるんじゃないかと言う方もいらっしゃいます、多分対象になる方が。そういった場合というのは、予算オーバーになったときというのは、どのように対応していただけるのでしょうか。

○健康づくり課長兼保健センター所長 予算に不足が生じた場合の対応となりますけれども、まずは予算の流用にて対応することを考えております。その後、年度内の予算執行の見通しを立てまして、適切な時期に補正予算を計上し、流用戻しするような対応を考えております。

○野下委員 分かりました。
もう一ついいですか。

これは、がん患者の末期の方が在宅というお話がありました。その32万4,000円なんですけど、これはどんなサービスになるのでしょうか。具体的に何かあるのであったら教えていただけますか。

○健康づくり課長兼保健センター所長 今回の補助対象となるサービスの内容になりますが、在宅サービスとして訪問介護のサービス、訪問入浴介護とか、そういったようなところになります。あと福祉用具の貸付け、それから福祉用具の購入、そういったところが対象としております。

○野下委員 とても大事な部分だと思うので、もうちょっと聞かせてください。

この福祉用具の貸付け、購入というのは、例えば具体的に車椅子とかベッドとかは対象になりますか。

○健康づくり課長兼保健センター所長 福祉用具の貸付けの中には、車椅子とか特殊寝台、いわゆるベッドになりますけれども、そういったものも含まれております。

○野下委員 ありがとうございます。
ではもう一点だけ。

今補正予算で上がっていますけれども、ここの利用というのはいつから適用になる予定ですか。

○健康づくり課長兼保健センター所長 この事業の開始となりますけれども、現在、令和5年7月1日を予定しております。この事業の補助金の交付要綱

(案) としましては、施行期日などを令和5年7月1日から施行し、同年4月1日から適用することとし、さらに交付対象となるサービスの特例といたしまして、令和5年4月1日から同年8月31日の間に利用したサービスについては、令和5年8月31日までに申請書の提出があったものに限り、補助金の交付対象とすることを予定しております。

○野下委員　じゃあしっかりとこれは周知をしていただいて、今のように、令和5年4月1日からもう借りるとかしている方が対象になった場合には、8月31日までに申請とかいう話でしたから、これはちょっと逃されるとまた負担も出てきますので、こういう形でがん患者の方の支援をしていただいたということは大変ありがたいと思いますので、この点だけよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長　要望でいいですか。

○野下委員　これは要望でお願いします。

○委員長　その周知の部分はいいですか。

○野下委員　周知の部分は、しっかりとやっていらっしゃると思いますので、要望させていただければいいです。

○委員長　ほかに質疑は。

○稲山委員　今のお話の続きですけれど、これの申請というのは、どういった形で申請していくんですか。お医者さんを通してやるのか、本人がやるのか、その辺の申請手続をちょっと教えていただくとありがたいですけれど。

○健康づくり課長兼保健センター所長　申請となりますけれども、御本人、もしくは御家族の方に申請していただく予定としております。現状のことを踏まえますと、やはり末期を迎えているというような状況になりますので、そのような状況にあるという医師の意見書が必ず必要となりますので、医療機関の支援を受けながら、また御家族が代理で申請されることを現在は想定しております。

○委員長　よろしいですか。

ほかに御質問ございませんか。

○土井委員　145ページの母子健康管理事業についてお聞きしたいんですけど、産婦健康診査、今もう既に1回、産後2か月以内とかにやっていると

思うんですけれども、今度追加される1回というのはいつ頃の健診を予定して、どんな内容になるのか教えていただけますか。

- 健康づくり課主幹 通常産婦健診のほうの補助券は、産後2週間健診と、医療機関のほうで1か月健診のほうがありまして、今回今までだと1回のみでしたので、どちらかで使う形になっていたんですが、2回ということで、産後2週間と1か月健診、それぞれで使っていただくことが可能になります。

主な目的として、産後鬱のほうの早期発見という形で、産後2週間健診も1か月健診も産後鬱の質問票のほうを使って、早期にお母さんのメンタル状況を確認して、医療機関からこちらの保健センターのほうに情報提供いただきまして、支援ができるということで、1回だけだった場合は、産後2週間のほうは自費で受けてみえる方が多かったんですけれども、今回それで無料という形で健診が受けられるようになって、早期に対応ができるというようなことがメリットになります。

- 委員長 ほかに御質問ございませんか。

- 三輪委員 145ページの帯状疱疹ワクチンのことで、議案質疑でかなり詳しく分かったんですけれども、2種類、シングリックスとビケンというがあって、かなり値段も違うんですけれども、効果の違いとか、どういう人がどっちを打ったらいいのかというのがもし分かれば教えてください。

あと42の協力機関ということが出ていましたけれども、それはホームページのほうを見れば分かるのかどうか教えてください。

- 健康づくり課長兼保健センター所長 帯状疱疹ワクチンのそれぞれの有効性、メリットなどについてございます。

まず乾燥組換え帯状疱疹ワクチン、不活化ワクチンになりますが、シングリックスというものがございます。シングリックスは、筋肉内注射で2回の接種となっております。予防効果は90%以上で、その持続期間が9年以上となっております。副反応として、接種部位の痛み、腫れ、発赤、筋肉痛、全身倦怠感があり、これらの副反応は3日から1週間で消失するものとされております。長所としては、免疫が低下している方にも接種ができる、予防効果が高い、持続期間が長いことが上げられ、短所としては痛い、2回接種が必要、費用が高いことが上げられます。

もう一つございます。乾燥弱毒性水痘ワクチン、生ワクチンになりますが、ビケンといいます。ビケンは、皮下注射で1回の接種となっています。予防効果は50%から60%で、その持続期間は5年程度とされております。副反応としては、接種部位の痛み、腫れ、発赤があり、これら副反応は3日から1週間で消失するとされております。長所としては、1回の接種で済む、接種費用が安いことが上げられ、短所としては免疫が低下している人には接種ができない、持続期間が短いことが上げられます。

あと市内医療機関の実施機関につきましては、市のホームページのほうで公表することを予定しております。

あと一般的な話となりますけれども、シングリックスは2回の接種で、1回当たりの接種費用は2万円から2万5,000円程度、ビケンのほうは1回接種になりますが、7,000円から1万円程度の接種費用が必要となります。市内協力医療機関の接種費用の平均となりますけれども、2回接種のシングリックスは1回当たり約2万2,000円、1回接種のビケン約8,000円となっているのが現状でございます。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

○野下委員　ちょっと基本的なことでもいいですかね。

135ページの布袋駅東複合公共施設のところの委託料というのが入っています、189万6,000円。これは物価高騰分という話があったと思うんですけれども、具体的に物価高騰分というのはどういう部分になりますか。

○健康づくり課長兼保健センター所長　こちらの物価高騰に対応するところになりますけれども、まず令和2年9月14日の契約、布袋駅東複合公共施設等整備事業維持管理業務委託契約がございます。こちらの中で物価高騰に対処するところにつきましては、日本銀行が示しております物価高騰による指数として、企業向けサービス価格指数の建物サービスを使用するというようなことが契約書のほうにうたわれておりましたので、こちらの指標を今回活用させていただきまして、算定をさせていただきました。

こちらの維持管理業務の内容につきましては、施設の清掃、警備、修繕、そういったものが含まれておりますが、それぞれに指標を当ててではなく、ビル管理全体の指標として建物サービスという指標がございましたので、こ

ちらのほうを物価変動に基づく改定として、指標を契約書のほうにうたっているというところになります。もともとの要求水準書とか募集要項のほうにそのようなことが書いてあるといったところがありますので、それに準じて現在やっております。

この物価変動に基づく改定でございますが、令和5年4月を第1回として、その後3年置きに改定するということが定められておりました。今回この条文に基づきまして、物価変動のところの改定を行っております。改定に当たりましては、提案年度である令和2年5月の指数の103.6を基準とし、今回の改定年の令和5年1月の指数が106.4ということになっておりますので、その指数を基準年の103.6で除しまして、改定率を1.0270といったものを算出して、提案時の維持管理業務費の6,381万円に乗じて、改定の維持管理業務費を求めたものでございます。

○野下委員　難しい計算なんでしょうけど、もう一遍聞きたいのは、これは建物の維持管理というお話でしたよね、清掃とか含めて。これはどうしてこの健康福祉部になるんですか。保健センターだけじゃないんでしょう。その理由だけちょっと聞かせてもらっていいですか。

○委員長　答えられますか。

ちょっと暫時休憩いたします。

午前10時11分　休　憩

午前10時14分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの野下委員からの質問に対して、当局の回答をお願いいたします。

○健康福祉部長　お答えをさせていただきます。

まずこのtoko⁺toko⁼laboの維持管理費用の委託料でございますけれども、まず初めにtoko⁺toko⁼laboのほうには、正規職員として在駐をする部署が健康づくり課しかございませんことから、財政部門との協議の中で集約を…

[発言する者あり]

○健康福祉部長　ごめんなさい。訂正をさせていただきます。

正規職員として在駐をするのは、健康づくり課と、それからこども政策課

の職員が一部、母子の関係でおりますけれども、財政部門と協議をする中で、1つの部署に集約をしたほうが都合がいいといったようなところで、健康づくり課のほうがこの費用を集約して受け持っているということでございます。

○委員長　ほかに御質問ございませんか。

○三輪委員　今の件ですが、これには光熱費はもちろん入っていないと思いますが、その確認と、やっぱり7,000万円以上、年間維持管理というのがちょっと高過ぎるので、最初の契約が本当にこれでよかったのかなというような問題ですが、今さらは無理だと思うんですけど、あと逆に、もしその指数が下がった場合は、この契約の金額はもちろん減るんでしょうか、その確認もお願いします。

○健康づくり課長兼保健センター所長　こちらですけれども、当初光熱費のほうは含まれておりませんので、それ以外のところのそれぞれの清掃とか警備とか、そういった感じのサービスのものについての価格、物価高騰に対する改定と認識しております。

その指数の状況が今後下がった場合、それが下がった場合の今回の106.4という数値を基準として、さらにその時点での、もし下がっておれば、それで割り返して、また改定率を算定するというのを想定しております。現在の直近の指数の状況でございますが、106.4から106.6に0.2上昇しているといった状況を現在把握しております。

○委員長　ほかに御質問よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　すみません。私のほうで1点御質問させていただいていいですか。

135ページの布袋駅東複合公共施設維持運営事業なんですけれども、今指数によって指定管理料が変わるということなんですけど、契約の中で基準日とかうたっていないんですか。当初、たしか20年とかで債務負担行為か何か打って委託が決まっているじゃないですか。毎回毎回指数がずっと変わっていくと、その都度都度増えていくと、これをまた払っていかないかとなると、何か腑に落ちんのですけど、これは基準日があってこの基準日でというような形じゃないのかなと思うんですけど、その辺どうですか。

○健康づくり課長兼保健センター所長　特にそのような引継ぎを受けていな

いもんですから、契約書に書いてある条文に従って我々も対応しておりますので。

○委員長 暫時休憩します。

午前10時18分 休 憩

午前10時18分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○健康づくり課長兼保健センター所長 すみません。先ほどの答弁を少し訂正させていただきますが、基準年になります。こちらは令和2年5月を基準にするというところで、それぞれ改定する年になったら、令和2年5月の数値103.6というものに対して、その時点での指数を当て込んで改定率を求めていくというような状況になるものでございます。

○委員長 分かりました。ありがとうございます。

ほかに御質問はございませんか。

[挙手する者あり]

○委員長 委員外議員からの発言の申出がありました。

牧野議員から本件に関して委員外議員として発言したいとの申出があります。会議規則第117条第2項の規定により、発言の許可をすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 異議がございませんので、牧野議員。

○牧野議員 ありがとうございます。

先ほどの若年層の終末医療のケアの補助についてなんですけれども、どちらかというと意見だと思えるんですけれども、聞いていてやっぱりハードに対する、医療行為に対する支援が多いと思ひまして、例えば親御さんの心理的ケア、俗に言うカウンセラーというんですか、そういったものも今後含めたサービスも想定してあげるといいかなというふうに思いました。

○委員長 御要望でいいですか。

○牧野議員 そうです。要望として、以上でございます。

○委員長 委員外議員は質問だけです。

じゃあほかにいいですか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて高齢者生きがい課についての審査といたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○高齢者生きがい課長 それでは、高齢者生きがい課所管の補正予算につきまして、該当箇所の御説明を申し上げます。

初めに、歳入について御説明申し上げますので、議案書の122ページ、123ページをお願いいたします。

下段の15款4項1目2節社会福祉費交付金は、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金でございます。

歳入は以上でございます。

次に、歳出について御説明申し上げますので、136ページ、137ページ、上段をお願いいたします。

3款1項1目高齢者福祉費で、補正予算額は2,129万4,000円でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○三輪委員 137ページ上段のグループホームの防災改修というものがあるんですけども、この内容について詳しくもうちょっと教えていただければと思います。

○高齢者生きがい課長 こちらは、市内のグループホーム2か所でございますけれども、施設の老朽化に伴いまして大規模修繕が行われますので、そちらに対して補助を行うものです。整備内容としましては、1か所については、壁、床、天井の貼り替え、居室の化粧台の交換など様々な修繕が行われまして、もう一か所につきましては、主に浴室の改修、外壁防水などを予定しております。

○委員長 ほかに御質問ございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて福祉課について審査を行います。

当局から補足説明をお願いいたします。

○福祉課長　それでは、福祉課所管の補正予算につきまして、該当箇所の御説明を申し上げます。

初めに、歳入について御説明申し上げますので、議案書の122ページ、123ページをお願いいたします。

上段の15款2項2目3節生活保護費補助金は、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げますので、136ページ、137ページの中段をお願いいたします。

3款1項2目障害者福祉費で、補正予算額は444万8,000円の補正でございます。

少し進んでいただきまして、140ページ、141ページ中段をお願いいたします。

3款3項1目生活保護費で、補正予算額は2億8,680万9,000円でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○藤岡委員　まず137ページの障害者自立支援のほうですけれども、対象となる障害福祉サービス事業所は何件と、その内容、どういったサービスをやっている事業所が対象なのか教えてください。お願いいたします。

○福祉課長　今回この応援金の交付事業所でございますが、令和5年3月31日時点において県が認可する福祉サービス事業所等になります。その予算積算の内訳でございますが、入所系の施設1事業所に9万円、生活介護、デイサービス等をはじめとした通所系の事業所、こちらの55事業所に各6万円、居宅介護、計画、相談支援をはじめとしました訪問系、相談系の事業所35事業所に各3万円で、計91事業所444万円となります。

○委員長　よろしいですか。

○三輪委員　141ページの生活保護費のところですが、生活保護基準

見直しでシステム改修なんですけど、この基準の見直しがちょっとどういう基準を見直したところなのか、そこを教えてください。

もう一つ、その下の生活困窮者自立相談支援業務委託というのがあるんですが、これはどこへどういう委託をしているのかについて教えてください。

○福祉課長　　まず初めに、生活保護の基準の改定でございますが、生活保護の基準は、国が組織します社会保障審議会（生活保護基準部会）で5年に1回見直しが行われております。見直しの内容ですが、生活保護以外の一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られるよう基準見直しを行うもので、今回の基準改定は、コロナ禍による影響や食料品等の物価高騰による社会経済の情勢等を総合的に勘案いたしまして、令和5年、令和6年度の当面2年間は臨時的、特例的な措置を実施するものとなります。

その内容でございますが、コロナ禍前の令和元年当時の消費実態の水準に、1人当たり月額1,000円を特例的に加算するものでございまして、その加算をしてもなお減額となる世帯につきましては、現行の基準を保障するものとなります。

なお、令和7年度以降の生活扶助の基準につきましては、今後の社会経済の情勢の動向を見極めて、改めて検討されるものでございます。

続きまして、就労準備支援事業、まずこの対象でございますが、生活困窮者自立支援法施行規則において、65歳未満でありかつ生活困窮者であるか、それに準ずる者で、事業内容としましては、一般就労を行う前段階の準備として、基礎能力の形成を計画的に支援する事業となりまして、支援の期間は半年から1年間程度、生活リズムや習慣の形成のための指導や履歴書の書き方など、就職活動に向けた技法や知識の習得などの支援を行うものでございます。

委託先でございますが、この事業に必要な知識や経験がある就労準備支援員を雇用することができる事業所で、また市社会福祉協議会に委託しております生活困窮者自立相談支援事業との連携が円滑に実施できる事業所に委託したいと考えておりまして、議会での御承認をいただきましたら、その辺を踏まえた中で委託先を検討していきたいと思っております。事業の開始につきましては、8月1日をスタートとして予定しております。

- 委員長　ほかに御質問ございませんか。
- 野下委員　先ほど藤岡委員のほうからあった障害者の自立支援なんですけど、このサービス事業所は、例えば具体的に就労支援のA型、B型とか、江南市にはあると思うんですけど、ここも該当になっているということの認識でいいですか。
- 高齢者生きがい課長　はい、お見込みのとおりでございます。
- 野下委員　分かりました。
- 委員長　ほかに御質問ございませんか。

[挙手する者なし]

- 委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて保険年金課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

- 保険年金課長　保険年金課所管の該当箇所につきまして御説明させていただきます。

歳出でございます。

議案書の136ページ、137ページの中段をお願いいたします。

3款1項3目社会保障費の保険推進事業で、補正予算額は40万円でございます。

該当箇所は以上でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

- 委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

- 委員長　質疑もないようでありますので、ここで暫時休憩いたします。

午前10時32分　休　憩

午前10時43分　開　議

- 委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、教育部生涯学習課について審査を行います。

当局から補足説明がございましたらお願いいたします。

- 生涯学習課長兼少年センター所長　それでは、生涯学習課所管の補正予算

につきまして、該当箇所の御説明を申し上げます。

歳出について御説明を申し上げますので、議案書の136ページ、137ページをお願いいたします。

最下段、3款1項5目学習等供用施設費で、補正予算額は204万6,000円の減額補正でございます。

大きくはねていただきまして、168ページ、169ページをお願いいたします。

上段、10款4項1目生涯学習費で、補正予算額は637万2,000円でございます。

その下、10款4項2目文化交流費で、補正予算額は809万8,000円でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○野下委員　これは減額補正になってはいますが、そもそもこの旧の古知野北部の学習等供用施設というのは、今後何に利用されるというのは決まっていたのでしょうかね。

○生涯学習課長兼少年センター所長　新しい事業者につきましては、障害福祉事業所を予定されているというふうに聞いております。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

○藤岡委員　文化財保護事業の、議案質疑でもいろいろ中般若北浦遺跡という名前もついているというのをお聞きしましたが、令和6年1月ぐらいに15日程度、50か所をやるということですね。今は本当に木が生えているというか、鬱蒼とした森の中で、そういう木を伐採せずに土の部分だけを50か所程度少し掘って、どのぐらい掘るんですかね、掘って、そこから何か遺跡があるかどうかを調べるという形ですか。

○生涯学習課長兼少年センター所長　今委員おっしゃられた木につきましては、尾張北部環境組合のほうがまず木を伐採していただき、更地にしていただいた後、試掘調査に入ります。今委員がおっしゃられる掘る深さにつきましては、縦1.5メートル、横1.5メートルの深さ1メートル程度で、50か所を掘っていく予定でございます。

○委員長　ほかに御質問はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○委員長　長尾議員から、本件に関して委員外議員として発言がしたいとの申出がございました。会議規則第117条第2項の規定により、発言を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　ありがとうございます。

御異議なしと認めます。でありますので、委員外議員の発言を認めます。

○長尾議員　ありがとうございます。

169ページの図書館維持運営事業580万3,000円についてなんですけど、これは新図書館についてですよね。新図書館であったら、今年の4月から運営開始していて、そこで原油価格等高騰対策支援というんですけど、当初から造ったというか、施設を造ったときもそうだし、初めから価格高騰をずっとしている、さなかというか、もう価格が上がっちゃった後の状態から運営が始まっておるはずだと思うんですけど、そこからさらに580万円の支援金を支給するというんですけど、本当にこれだけ支給しなあかんほど上がっているんですか。

○生涯学習課長兼少年センター所長　今回新しい図書館に支援をします図書館指定管理事業（新型コロナウイルス感染症対策）の支援金につきましては、図書館運営に関する光熱費の支援ということになります。こちらにつきましては、令和3年11月の指定管理者公募時におきまして、布袋駅東複合公共施設の整備事業者により試算していただいた額を応募者に対して示し、指定管理者がその提示額により収支計画を積算しております。その計算額と市において令和5年度の予算編成時に採用させていただいた原油価格等高騰による影響額を加味して、燃料調整単価等を反映して、今回の積算額を支援金ということで予算計上のほうさせていただいております。

議員おっしゃられるとおり、図書館につきましては、4月に開館したばかりとなりますので、旧年度との比較をする年度がありませんので、今回積算につきましては、指定管理者の公募時と令和5年度の市に対する施設の予算編成時に採用した原油価格の高騰分との差額を今回積算の根拠とさせていた

だいております。

○長尾議員 その話であれば、この補正予算のタイミングじゃなくて、当初予算のタイミングで上げるべき話だと思うんですけど、なぜこのタイミングになりましたか。

○生涯学習課長兼少年センター所長 今回の支援金につきましては、国の交付金であります新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のほうを活用しておりますので、4月になってからのエントリーということになりましたので、このタイミングでの補正予算の計上となります。

○長尾議員 すみません。何度も言って申し訳ないです。

いや、そうであれば、コロナの交付金が出たからやります。じゃあコロナの交付金が出なかったら、これはやらない事業だったんですか。

○生涯学習課長兼少年センター所長 指定管理者制度を活用している施設全体のことになりますので、今現在支援するとかしないとか、交付金が出たらどうだ、出ないとどうだというようなことは今ちょっと申し上げることは難しいのですが、市の施設となりますので、その都度協議をする必要があるのではないかと考えています。そのために、その際の対応ができるよう、実績額や状況分析などの把握に努めてまいります。

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて教育課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○教育課長 教育課所管の補正予算につきまして、該当箇所の御説明を申し上げます。

初めに、歳入について御説明いたしますので、議案書の122ページ、123ページをお願いいたします。

中段やや下、15款2項6目1節小学校費補助金と、その下、2節中学校費補助金でございます。

はねていただきまして、124ページ、125ページをお願いいたします。

中段やや下、16款3項6目1節教育総務費委託金でございます。

はねていただきまして、126ページ、127ページをお願いいたします。

上段、18款1項2目1節小学校費寄附金でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

164ページ、165ページをお願いいたします。

上段、10款1項1目教育支援費で、補正予算額は7万円でございます。

同じページの下段、10款2項1目小学校費で、補正予算額は1,344万2,000円でございます。

はねていただきまして、166ページ、167ページをお願いいたします。

中段、10款3項1目中学校費で、補正予算額は612万7,000円でございます。

該当箇所は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○三輪委員　学校管理運営事業の備品購入費の感染症対策用ので、空気清浄機の購入ということだったと思うんですけども、これはどこの学校に何台というのがもし分かれば教えてください。

○教育課長　こちらの事業につきましては、国の補助事業となっております。学校における感染症対策として、効果的な換気対策を支援するため、おっしゃるとおり空気清浄機を整備するものでございます。整備箇所につきましては、補助の上限額が決まっていることから、感染症に対する抵抗力が弱いと考えられる小学校1年生と特別支援学級の教室に整備のほうをするものでございます。

それで、小学校1年生が26台、小学校の特別支援学級が35台で、小学校費といたしましては合計61台、中学校費のほうにつきましては、特別支援学級で13台ということで予定をしております。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

○稲山委員　167ページの小・中学校の改修事業、防火シャッターの件なんですけど、ちょっと聞き間違えておったら訂正をさせていただきますけど、これは予算流用やったっけ、もう終わっておる話やったね、たしか。ちょっと違った。

○教育課長　こちらについては、年2回、防火シャッターのほうの点検を行いまして、国の点検で不備があったというようなことで、早急に改修する必

要があるというようなことで、委員おっしゃるとおり、予算流用で対応しております。それで、今工事中というところでございます。現在工事中です。

○稲山委員　この防火シャッターの改修については、以前もいろいろと一般質問させていただいて、すぐにそういった改修をしないよといった話をさせていただいたんですけど、去年、おととしぐらいは順次やってきておるはずなんだと思うんだけど、あとこれはどのぐらい残っておる、危険そうな箇所というのは。

○教育課長　全体の箇所数でいいますと、小・中学校合わせて125か所ございます。このうち、今回の改修を含めて修繕済み、危険防止装置がついているのが63か所ですので、未改修については62か所という状況でございます。

○稲山委員　危険ということ、予算流用してまでやっていかないかという緊急的な話だと思いますので、あまりそういったことにならないように、もう事前にやっぱり計画を立てて、あとの残り六十何か所の改修工事をもうやっていったほうが、何とか装置だったかな、そういったものを含めてちょっとやっていくように、その辺ちょっとお願いしたいなと思っておりますので、要望でお願いしたいと思います。

○委員長　ほかに。

○藤岡委員　布袋北小学校のキャリアスクールプロジェクト事業、一応どんな内容なのかということと、7万円が何に使われるのかということが。

○教育課長　こちらのキャリアスクールプロジェクト事業につきましては、県の委託事業となっております、児童・生徒の発達段階に応じて組織的、系統的にキャリア教育を推進する事業で、具体的には専門的な技能を持った方を招いた講演や体験学習を通じて、子供たちに働くことや生き方に対する自分の考え方を深めさせるというようなものでございます。

それで、具体的な話で申し上げますと、昨年度、布袋小学校で実施しております、このときはお笑いタレントの方を講師に招きまして、芸能のプロから話し方、人を楽しませるコツを学ぶと題しまして、講演会の実施をしております。ですから、7万円の費用については、講演会の費用等でございます。

○藤岡委員　簡単に言うと、講師料みたいな形ですかね。

- 教育課長 主なものは講師料と、あとは消耗品費等でございます。
- 委員長 ほかに御質疑は。
- 津田委員 今回のキャリアスクールプロジェクトについてなんですが、見ていきますと、令和3年に古知野北小学校でやっていたとか、あと平成30年に古知野南小学校でやっていたというふうに伺っております。これは、今後も継続して、あちこちの小学校でやっていくもんでしょうか。
- 教育課長 こちらは県の委託事業というようなことになってきますので、私どもでどうこう言える問題ではないんですが、恐らく令和3年度から、令和3年度、令和4年度、令和5年度と実施しておるものですから、来年度も実施するだろうというふうに考えております。
- 教育長 今課長申し上げましたように、これは県の委託事業でありまして、当初は市町村で1校程度ということでしたけれども、だんだん拡大してきた。要するに小学校と中学校の連携も含めて、キャリア教育が必要だということから、徐々に県のほうもそういう動きをしておりますので、隔年で1回ぐらいだったんですけれども、これが毎年というような感じになってきているという状況がありますので、今課長が申しましたように、引き続き県でこの事業が進んでいくんだらうというふうに思っております。
- 委員長 よろしいですか。
- ほかに質問はございませんか。

[挙手する者なし]

- 委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いてスポーツ推進課について審査を行います。
- 当局から補足説明がありましたらお願いいたします。
- スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 スポーツ推進課の該当箇所を御説明させていただきますので、議案書の170ページ、171ページをお願いいたします。
- 歳出でございます。
- 10款5項1目スポーツ推進費で、補正予算額は785万8,000円の増額でございます。
- 説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○三輪委員　すみません、確認ですが、通信回線料と設定委託料ということなのですが、回線料は毎年必要なもので、この設定委託料というのは今年だけということになりますか。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　そのとおりでございます。

○委員長　ほかによろしいですか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて学校給食課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長
それでは、学校給食課所管の補正につきまして御説明いたします。

歳出について御説明いたしますので、議案書の170ページ、171ページをお願いいたします。

170ページ中段、10款5項2目学校給食費で、所管課は学校給食課で、財源更正をお願いするものでございます。

説明は以上です。補足説明はございません。よろしく申し上げます。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑もないようでありますので、続いてこども未来部こども政策課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○こども政策課長　こども政策課が所管をいたします補正予算につきまして御説明を申し上げます。

議案書の122ページ、123ページをお願いいたします。

歳入でございます。

最上段の15款2項2目2節児童福祉費補助金でございます。

はねていただきまして、124ページ、125ページをお願いいたします。

上から2段目の15款4項4目1節教育総務費交付金でございます。

同じページの中段でございます。

16款2項8目1節教育総務費補助金でございます。

はねていただきまして、138ページ、139ページをお願いいたします。

138ページ、139ページで歳出でございます。

3款2項1目こども政策費、補正予算額は1億3,244万8,000円でございます。

少し飛んでいただきまして、164ページ、165ページをお願いいたします。

164ページ、165ページの上から2段目でございます。

10款1項3目放課後児童費、補正予算額は118万8,000円でございます。

説明は以上でございます。補足の説明はございません。どうぞよろしくお願いをいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○三輪委員　139ページの第3期子ども・子育て支援事業計画策定事業ということで、これが令和5年、令和6年と2年間の継続事業となっておりますが、令和5年度にアンケートを取って、次の計画を決めるというような話だったと思うんですけれども、アンケートがどういう方を対象にして、主にどんな項目についてアンケートを取られたかお尋ねいたします。

○こども政策課長　アンケートにつきましては、今年の12月に取る予定としております。対象といたしましては、就学前のお子様を持つ保護者の方と就学児童をお持ちの保護者の方というふうに分けまして、それぞれ1,800件ずつ、合計3,600件のアンケートを取る予定としております。

アンケートの内容でございますけれども、基本的な属性のほかに、保護者の就労状況ですとか保育所等の利用状況、それから就学後の放課後の過ごし方といったことをアンケートとして伺う予定としております。

○三輪委員　そのアンケートの結果を例えば学童保育、ちょっと一般質問の中でも出たんですけど、学童保育の事業所がもっと要るとか、そういうことに反映してくるといふふうにも考えてよろしいですか。

○こども政策課長　こちらの計画につきましては、保育所や幼稚園などの施

設、各種子育て支援事業の量の見込み、需要とそれに対する定数ですとか施設、体制等を整備するための方策や時期、供給方法などを盛り込んだ計画となりますので、そういったことも加味されるというふうに考えております。

○委員長　ほかに御質問ございませんか。

○野下委員　139ページの低所得の子育て世帯というのはここの管轄でよかったですかね。これの支給事業というのはもう始まっていますか。まず確認です。

○こども政策課長　こちらの事業につきましては、予算流用で対応させていただいております、いわゆるプッシュ型と言われる申請が不要の方につきましては、4月27日から順次お支払いをしているところでございます。

○野下委員　ちょっと教えてほしいんですけど、一般質問で、ほかの課なんですけど、非課税世帯に対しての3万円でしたか、あれは多分これからだったと思うんですけども、今回こちらのほうの課ではもう今始めてみえるということは、どういう理由で流用して始めてみえるのか、その点だけ聞かせてください。

○こども政策課長　こちらの事業につきましては、食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対し支援をしていくというような事業でございます、国のほうから、先ほど申しあげましたプッシュ型と言われる申請不要の方につきましては、できる限り5月末までに支給するよというよな通知が来ておまして、江南市につきましては、4月27日からお支払いをしているということでございます。

○委員長　ほかに。

○土井委員　139ページの病児・病後児保育事業について伺いたいんですけど、コロナの臨時交付金が充てられていると思うんですけど、この病児・病後児保育事業に関して、新型コロナの影響はどんなところでどの程度あったのかということは教えていただけますか。

○こども政策課長　こちらのほうの事業につきましては、令和3年11月からスタートしている事業でございます、コロナの真ただ中ということで、預ける側につきましては、多少そういったことで預けるというのも遠慮されたという方もいるかもしれません。申し訳ございません、そこまで確認はし

ておりませんが、そういったことは考えられるかと思えます。今回の
応援金につきましては、今後も安定した事業の継続ですとか、さらなる備え
を支援するという意味で、応援金を交付させていただくというような事業と
なっております。

○土井委員　具体的に新型コロナに感染したことによって、どれぐらいのお
子さんが預けられたとか、そういうことは分からないですか。

○こども政策課長　そちらの数につきましては、申し訳ございません、そこ
まで把握はしてございません。

○委員長　ほかによろしいですか。

○土井委員　この病児・病後児保育は1つの病気。3人まで預けられても、
例えばコロナの子がいたらおたふく風邪の子は預けられないとか、そういう
課題があるということを知っていますので、ニーズがあってもなかなか応え
られないという面も事業所の方にもあると思うので、引き続き手厚く市のほ
うからも見守りをさせていただけるといいなと思って要望いたします。

○委員長　御要望としてただ、いいですか。

○こども政策課長　1点申し訳ございません。

コロナに感染した児童につきましては預かっていないということで、御答弁
をさせていただきます。

○藤岡委員　同じく病児・病後児保育、今医療機関は1つですかね、まだ。
確認ですが。

○こども政策課長　1つございまして、飛高町にございますi I こどもクリ
ニック内のあいあい病児保育室ということでございます。

○委員長　ほかには御質問よろしいですか。

○三輪委員　139ページの、ちょっと先ほどのに戻るんですが、低所得の子
育て世帯特別給付の件なんですが、もう既に給付されている方もあるんです
が、同程度の家計急変で申請も可能ということだったんですけれども、この
申請の受付がいつまで可能で、あとこれまでにそういう方で申請があったか
どうか、それからこれは説明資料のほうの18ページですけど、事業費に2,35
3人分というふうになっているんですけれども、この2,353人分というのにそ
ういう申請者数も入っているのかどうかをお尋ねします。

○こども政策課長　　まず人数のほうにつきましては、2,353人分、今予算を計上しておりまして、全体で、安全分も含めまして2,353人ということで、先ほど委員がおっしゃられた方たちも入っているということでございます。

そしてもう一点ですけれども、申請が必要な方につきましては、6月1日から申請のほうを受け付けておりまして、もう既に申請をいただいておりますという方もございます。申請の期限につきましては、原則令和6年2月29日ということでございます。

○委員長　　ほかに御質問はありませんか。

○三輪委員　　165ページの放課後子ども総合プラン事業の手数料収納のもい
いですよ。

これは、学童で収納の手数料をI C化するという事かな。システムをつくるということなんですけれども、これは全部の学童がこういうシステム利用になるのかということと、いつからこれが利用できるというか、いつからこういうことが始まるのかについて、すみません、教えてください。

○こども政策課長　　こうした利用料の計算につきましては、交通児童遊園のほうが一括して行っておりますので、そういう意味では1か所ということになってまいりますので、1か所で全部のものを網羅していくということになります。

いつからという御質問につきましては、来年度の入所者から対応できるようにしてまいりたいというふうに考えております。

○委員長　　ほかに御質問はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、続いて保育課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○保育課指導保育士　　それでは、保育課所管の補正予算について御説明させていただきますので、議案書の140ページ、141ページをお願いいたします。
歳出でございます。

上段、3款2項2目保育費、補正予算額は246万7,000円でございます。

該当箇所は以上でございます。

補足説明はございません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○三輪委員　保育所等ICT化推進事業費補助金ということなのですが、これはたしか民間のところに出すということなんですけれど、どういう形になって、どういうものについての補助かということと、あと公立の保育園では、これは導入をされていないのか、これから導入する予定があるのかということについてお尋ねします。

○保育課主幹　今回の補助金につきましては、民間の保育所を対象として実施するものになります。機能といたしましては、保育に関する計画に関する機能だったり、園児の登降園に関する機能、また保護者との連絡に関する機能を有するシステムを導入した場合に、対象として補助金をお支払いするものになります。公立の保育園、市の保育園につきましては、現在のところ保護者との連絡に関する機能ということで、メールの配信のシステムを導入しておりますけれども、こちらの契約が来年度更新になりますので、そのタイミングで何かしらの機能を含めたものを導入していきたいというふうに考えております。

○三輪委員　確認ですが、例えば登園した人が一々目視じゃなくて、何かタッチするとやったというようなのがこれから多分導入されてくると思うんですけども、公立でもそういうものについて導入する予定があるということですか。

○保育課主幹　現在のところ、業者のほうから御提案いただいたシステムを検討させていただいている状況でして、そちらの金額等にもよりますけれども、今後必要な機能を含めたものを導入したいというふうに考えておりました、それについてまた今後財政局等と検討してまいりたいというふうには考えております。

○三輪委員　民間のほうについては、そういうシステムを、今ちょっといろいろ幼稚園とか、そういうところも出てきているんですけど、民間のところはそういうのをほとんど導入今しているという状況ですかね。だから、今回補助を出すということは、民間ではそういうシステムについて導入していく

という計画があるということで、この補助が出るということですよ。ほとんどのところでは、例えば登園のときに、保育士たちが確認しなくてもいいというか、機械でやっていくような方向に今ほとんどなっているということでしょうか。

○保育課主幹　今回の補助金につきましては、国のほうから、保育対策総合支援事業費の補助金というものがございまして、こちらの対象となるのが保育所だとか幼保連携型認定こども園になるんですけれども、こちらについて国のほうから市内の事業所に周知をしてほしいというような依頼がございました。それに基づきまして、江南市においては保育所と認定こども園がございましてけれども、そちらに周知いたしましたところ、1園から導入したいという申出がございましたので、今回補正をお願いするものでございます。

○野下委員　同様で、これは民間保育所と書いてありますけれども、今こども園というお話も出ましたので、こども園をしている民間関係といたら1か所ですかね。あそこは幼稚園もあるんで、幼稚園のほうにはこの登降園のシステムがあると思うんですよ、私も行ったことがあって。この保育所ということは、別につけるということになるんでしょうか。認定こども園の方の対象のためにこれはつけるということでもいいんでしょうか。

○保育課主幹　今回の対象となります期間につきましては、令和5年度中に導入したものになりますので、新たに認定こども園について導入するというふうには伺っております。

○野下委員　だから、その建物には、幼稚園の子と、この認定こども園の子と両方行かれるわけだから、それぞれがこういう登降園のシステムというのが導入されるというふうに認識していいんでしょうか。

○保育課主幹　幼稚園についてはちょっと確認を取っていないんですけれども、認定こども園の部分について今回導入するというふうに事業者のほうから伺っておりますので、今回対象とする予定でございます。

○野下委員　今、三輪委員から、公立保育園については、私もこの前一般質問で要望もさせてもらいましたので、こういう国の補助金等も活用して、大藪議員も見えるんですけど、皆さんからこういう要望が強いところですから、これはぜひ導入をお願いしたいと。これは改めてお願いを申し上げます。

- 委員長 要望でよろしいですか。
- 野下委員 はい、結構です。
- 委員長 ほかに御質問ございませんか。

[挙手する者あり]

- 委員長 長尾議員から本件に関して、委員外議員として発言したいとの申出がありますが、会議規則第117第2項の規定により、発言を許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 委員長 御異議なしと認めますので、長尾議員、発言を認めます。
- 長尾議員 ありがとうございます。

今のICT化の話で、先ほどの御答弁だと、国のほうから事業をなささいという話なんですけど、財源を見ると一般財源で出していますよね。国の事業で、先ほどのやつみたいに10分の10が国から出るとかなら理解はできるんですけど、これを一般財源で出すということは、後ほど国から何らか来て、財源更正がかかるものだと認識していけばよろしいでしょうか。

- 保育課主幹 お見込みのとおりでございます。
- 委員長 よろしいですか。

ほかに質問よろしいですか。

[挙手する者なし]

- 委員長 審査は全部終わりましたが、健康福祉部福祉課の議案について、藤岡委員から、採決に影響があるので再度ちょっと審査をしたいというような申出がございましたが、再度審査することに対して御異議ございませんか。よろしいですか。

[発言する者あり]

- 委員長 じゃあまた個人的にということで。
これをもって質疑を終結いたします。
暫時休憩いたします。

午前11時22分 休 憩

午前11時24分 開 議

- 委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第49号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

- 委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第50号 令和5年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

- 委員長 続いて、議案第50号 令和5年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

- 保険年金課長 それでは、議案第50号につきまして御説明いたしますので、議案書の173ページをお願いいたします。

令和5年議案第50号 令和5年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

174ページから177ページにかけて、第1表 歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を掲げております。

178ページ、179ページをお願いいたします。

今回の補正予算の歳入でございます。

5款1項1目一般会計繰入金でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

180ページ、181ページをお願いいたします。

3款1項1目、総合健康診査事業でございます。

以上でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

- 委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

- 三輪委員 このPET-CT検査というものが小さいうちにがんの発見するというような検査ということはお聞きしたんですけれども、もうちょっと

詳しくどんな検査かと、今ここでこれが加えられた何か理由があるのかということと、あと20人分と見積もった理由についてお尋ねします。

○保険年金課長　　まずPET-CT検査の内容なんですけれど、がん細胞が正常の細胞に比べて3倍から8倍のブドウ糖を取り込むという性質を利用して、特殊な検査薬でがん細胞に目印をつけて撮影する検査方法となっております。

あとこの時期にということでございますけれど、今回は令和5年4月に市長の任期が満了するということから、本来は当初予算で上げる内容ということでも考えておりましたけれど、当初予算は骨格予算とする方針の下、ほかの事業と同様に6月補正としたものになります。

導入の経緯ですけれど、細かい経緯のほうを申し上げますと、江南市の第2期データヘルス計画の大分類による疾病別医療統計で、江南市の国民健康保険の医療費の全体における新生物（腫瘍）の割合が全疾病中分類の中で一番高い割合17%ということでありまして、また1人当たりの医療費の中でも2番目に高い状況でございました。また、市のほうでは、市民を対象とした胃がん検診、乳がん検診などの各種がん検診を実施しているところでございます。

そうした中で、地域の基幹病院の一つであります江南厚生病院では、1回の検査で全身の検査ができ、比較的小さながんの発見に有用なPET-CT検査を行っておりますが、検査費用が高額のため、費用の一部を助成してほしいという要望がございましたので、検討の結果、国民健康保険の被保険者が自由診療としてPET-CT検査を受診した場合を対象とし、対象とした助成事業の補正をお願いしている次第でございます。

あと、20人にしたということですが、こちらのほうは、議案質疑の内容と少しかぶる部分がございますけれど、他の市町に状況を確認させていただいたところ、江南市と比較的規模が近いところで、予算で希望を10人ということで計上しておりましたので、この人数を参考にいたしまして、今回は助成開始の初年度ということで、より多くの方が検査される可能性も勘案いたしまして、助成人数を20人としたところでございます。以上でございます。

○三輪委員　　すみません、確認でしたが、これは高額なのでこれ以上増える

ことはあまりないかもしれないんですが、万が一希望者が増えた場合に、これで打切りなのか、まだ増やせるのかについて確認します。

○保険年金課長　今回20名ということで、他の市町のところから換算しますと、20名を満たすことはないのかなと思っておりますけれど、万が一超えるようであれば、財政部局と相談の上、人数のほうは増やしていきたいと考えております。

○委員長　ほかに御質問ございませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時31分　休　憩

午前11時31分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第50号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

年度調査事項等について

○委員長　続きまして、年度調査事項等を協議していただきます。

今年度、当委員会の調査事項及び行政視察について決めていただきたいと思います。

なお、昨年度までの厚生文教委員会の年度調査事項と視察調査先を一覧表にしてタブレット端末に配信してありますので御参考ください。

最初に、年度調査事項を議題といたします。

何か年度調査事項について御意見ございますか。昨年度まで子育て支援について、介護保険・高齢者福祉について、障害者福祉について、健康・医療行政について、教育行政について、図書館行政について、少子化対策について、その他当委員会の所管する事項というような形になっておりますが、これについて何か御意見はございますか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　　じゃあ、御意見もないようでございますので、先ほど申し上げた8項目で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　御異議もないようでありますので、今年度の当委員会の調査事項はそのように決定をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

また、ただいま決定いたしました事項については、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続調査として議長に申入れをしていきたいと思っております。

行政視察調査日程について

○委員長　　続きますして、行政視察調査日程を議題といたします。

日程（案）については事務局から御説明のほどお願いいたします。

○事務局　　案といたしましては、A案、10月2日月曜日から10月6日金曜日までと、B案、10月16日月曜日から10月20日金曜日までと、C案、10月31日火曜日から11月2日木曜日までの3案となっております。この中から何泊何日で実施されるのかをお決め願いたいと思っておりますが、この案のうち、資料の下部に記載がありますように、現在B案、C案の期間中に公務のほうが入っているところでございます。

○委員長　　ただいま御説明があったように、今ちょっと皆さん今A案が有効になるんですけど、10月2日から6日までで御都合の悪い方はお見えですか。大丈夫ですか。どこが駄目。

○藤岡委員　　5日。なので2日、3日、4日だったらオーケーだけど、5日は外して……。

○土井委員　できれば2日を外して……。

○委員長　消えた、3日、4日しかない。

あと皆さんほかよろしいですか。

○稲山委員　去年もそうだったと思うんですけど、この前半戦であれしたときに、ほかの市町がまだ議会中ということで、それで後半戦に持っていった経緯があったもんですから、その辺をまたどう考えていくかということなんだけど、もうほとんど今議会に入ってきておるような状況じゃないかなと思うんですけど、せっかく段取りしてくれても、日にちが多分また一緒のような状況にならへんかなと思うんだけど。

○委員長　今事務局から説明があったように、BとCに公務が入っている方がおりますので、24日の週が全国議長会が入っているんですけども、そこに行かれないと、その週の週が空くかなと思うので、そこもちょっと予定として加味できるかなと思うんですけど、毎年大体2泊3日とかで行っているんですけど、そこはこだわらず、日程の中で1泊2日でもいいのかなと私は考えていますので。

[発言する者あり]

○委員長　3日、4日か19日、20日。一回ちょっとこれは正・副委員長のほうに投げさせていただいていいですか。また、皆さんに調整させていただきますので、よろしくをお願いします。

また候補地について、いきなり上げてもあれだと思いますので、また何かあったら正・副委員長のほうに申し出てください。

[「お任せします」と呼ぶ者あり]

○委員長　はい。

正・副御一任とございますので、何かまた要望がございましたら、また申し出てください。

御異議もないようでありますので、それでは正・副委員長で決めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

今年度の当委員会の研修会について

○委員長　　続きますして、今年度の当委員会の研修会を議題といたします。

当委員会の日程、テーマ、講師などについて御相談したいと思います。

日程は、会議や視察がないところになるろうかと思えます。また、講師の都合もあるので、本日はまず研修テーマについて何か適切なテーマや講師を御存じでしたら御意見のほどお願いしたいと思うんですけれども、いきなりでは出ないね。それでは、今すぐ出ないと思えますので、また何かございましたら正・副委員長のほうまで申し上げていただければ、よろしくお願ひします。9月の委員会の折に、皆さんの御意見、御提案のほうを踏まえて、改めて御相談させていただきたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

あと、まだ議会改革特別委員会のほうが開催されておられませんので、意見交換会についてもこれから入ってくると思えますので、またよろしくお願ひいたします。

以上で本日の委員会の議題は全て終了いたしました。

皆様の御協力により迅速に終わりましたので、ありがとうございました。

以上で厚生文教委員会を閉会といたします。

午前11時40分　　閉　　会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

厚生文教委員長 中野裕二